

# 令和8年度 市民活動支援補助金(スタートアップコース)

## 募集要項

### 1 目的等

薩摩川内市市民活動支援補助金は、地域活性化のために自ら企画して、公益的活動を行う市民活動団体等の実施する事業に対して、補助金を交付し、もって当該団体等の育成や活動の促進を図るとともに、市民との共生・協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的としています。

またスタートアップコースは、これから活動を開始する又は活動期間が概ね3年未満の市民活動団体等が実施する事業に対して、初期段階での補助を行うコースです。

### 2 応募できる団体

次に掲げる全ての要件に該当する団体とする。

- (1) 5名以上のもので構成され、その過半数が本市に住所を有する者であること。
- (2) 活動の拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。
- (3) スマイルアクションネットワーク協議会 (SANek) に加入している又は当該年度の補助金交付決定時までスマイルアクションネットワーク協議会(SANek)に加入し、公益の増進に寄与する活動を行う任意団体又は特定非営利活動法人等であること。

※薩摩川内市市民活動ネットワークから、新組織「スマイルアクションネットワーク協議会 (SANek)へ移行しました。

- (4) 規約その他これに類するものを有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。

ただし、以下のいずれかに該当する団体は、対象となりません。

- (1) 地区コミュニティ協議会、自治会及びこれらと同一視される団体
- (2) 宗教活動等を目的とする団体
- (3) 政治活動等を目的とする団体
- (4) 暴力団員が構成員に含まれる団体若しくはその暴力団員の統制下にある団体
- (5) 性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

### 3 対象となる事業

応募団体自らが企画・立案・実施する「市民活動(次の(1)に定める活動)」に該当する事業で、その内容、時期、経費等が当該団体等の目的を達成するために適当であると市長が認めた事業であること。

ただし、令和8年4月1日から翌年3月31日までの間に実施される事業であって、次に掲げる(2)から(7)の全てを満たすものとします。

- (1) 「市民活動」とは、次の活動をいいます。
  - ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - イ 生涯学習の推進を図る活動
  - ウ まちづくりの推進を図る活動
  - エ 観光の振興を図る活動

- オ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - カ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - キ 環境の保全を図る活動
  - ク 災害救援活動
  - ケ 地域安全活動
  - コ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - サ 国際協力の活動
  - シ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - ス 子どもの健全育成を図る活動
  - セ 情報化社会の発展を図る活動
  - ソ 科学技術の振興を図る活動
  - タ 経済活動の活性化を図る活動
  - チ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - ツ 消費者の保護を図る活動
  - テ NPO法人に対する中間支援活動
  - ト ア～テに準ずる活動を目的として鹿児島県の条例で定める活動
- (2) 営利を目的とする事業又は宗教活動等若しくは政治活動等でないこと。
  - (3) 国又は地方公共団体との共催事業でないこと。
  - (4) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けていない事業であること。
  - (5) 事業の実施による主たる効果が、市外で生じない事業であること。
  - (6) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定されない事業であること。
  - (7) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として不適当と認められる事業でないこと。

#### 4 補助の対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費は、下表のとおりです。

区分	補助対象経費の種類
賃金・人件費	補助対象事業に直接従事する者の人件費等 【注】補助対象経費の10分の3以内まで
報償費	外部講師への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅費	講師等の移動、現地調査等に係る運賃や宿泊費
消耗品費	文具等の事業に必要な消耗品
光熱水費	燃料代等
印刷製本費	チラシ等の印刷製本費等
通信運搬費	切手代、送料等
手数料	振り込み手数料、事務手数料等
保険料	イベント保険料等
委託料	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用
使用料・賃借料	会場の使用料、車両・器具等の賃借料等

原材料費	材木、土砂等の原材料費
備品購入費	補助事業実施に必要不可欠と認められる備品の購入費 【注】補助対象経費の2分の1以内まで
その他の経費	その他市長が認める経費

【注】以下のいずれかに該当するものは、対象となりません。

- (1) 団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃借料、光熱水費等）
- (2) 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等（ただし、補助対象となる事業に直接従事する者の人件費等は、補助対象経費の10分の3以内までは認められます。）
- (4) 記念品、金券等の購入経費
- (5) 不動産の取得等に要する経費

※ 補助の対象となる経費について、御不明な点がございましたら、下記「お問合せ先」に御連絡ください。

## 5 補助金の額

補助の対象となる経費に、補助回数に応じた補助率（下表）を乗じて得た額を補助金の額とします。

補助回数	補助率	補助上限
1回目	80%	いずれも20万円 (千円未満切り捨て)
2回目	70%	
3回目	50%	

【注】従来の薩摩川内市提案公募型補助金の交付を受けていた事業（団体）については、同補助金の交付を受けた回数を補助金の回数に通算します。

## 6 募集期間及び応募方法

- (1) 募集期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月20日（木）

- (2) 応募方法

次の応募書類に必要事項を明記の上、市民活動センター（SSプラザせんだい内）まで直接持参または送付してください。

※ファックス又は電子メールによる提出は、受け付けておりません。

- (3) 応募書類

- ① 薩摩川内市市民活動支援補助金申込書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業収支計画書（様式第3号）
- ④ 団体に関する調書（様式第4号）
- ⑤ 団体構成員名簿（様式第5号）
- ⑥ 他の制度による補助、助成又は委託事業の申請状況（様式第6号）
- ⑦ 初回、応募の団体は、団体の規約または類似する書類
- ⑧ 初回、応募の団体で、経理が明らかな場合は、直近の収支報告書（任意の様式で可）

※ 関係書類の様式は、薩摩川内市ホームページ上からダウンロードできるほか、市民活動センター、各支所地域振興課及び各地区コミュニティセンターにも備え付けてあります。

## 7 審査方法等

選考委員会（外部委員5名）による書類審査、公開ヒアリング※を行い、その意見を参考にして最終的に市長が決定します。

### 【スケジュール（予定）】

書類審査・公開ヒアリング※ 令和8年9月中旬

↓

補助事業決定 令和8年9月下旬

※ 公開ヒアリングとは、申請団体の活動状況等を選考委員会が公開で聞き取りをすることです。申請団体は必ず御出席ください。日程等は別途連絡いたします。

## 8 審査基準

「市民活動支援補助金（スタートアップコース）」の審査基準は、次のとおりです。

- (1) 公益性  
住民が広く利益を享受できる事業であるか。
- (2) 必要性  
市からの支援を必要とする事業であるか。  
受益者への自己負担等により実施すべき事業ではないか。
- (3) 有効性  
地域活性化につながる事業であるか。  
共生・協働の推進及び市民活動の促進につながる事業であるか。
- (4) 実現性  
事業の内容等は、事前に十分な検討・調整がなされ、実現可能なものになっているか。  
事業計画・収支は十分検討されているか。

※ 市民活動支援補助金は、「市民活動」に対する補助金であり、単にイベントに対して補助するものではありません。

## 9 その他

- (1) 応募書類提出後にも、審査に必要な他の関係書類を提出していただく場合もあります。  
なお、応募時に提出していただいた書類も含め、一切の書類は返却いたしません。
- (2) 市民活動支援補助金の応募のため、市に提出していただいた一切の書類に記載されている事項は、一部を除き、原則として公開の対象となります。

## 10 お問い合わせ先

薩摩川内市 未来政策部 コミュニティ課

ダイバーシティ・市民活動グループ

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

TEL : 0996-23-5111 FAX : 0996-20-5570

E-Mail : [diversity-shimin@city.satsumasendai.lg.jp](mailto:diversity-shimin@city.satsumasendai.lg.jp)